パートタイム・有期雇用労働法等説明会を開催しました

～正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！～

千葉労働局は、令和元年９月から12月にかけて2020年４月１日に施行（中小企業は2021年４月１日から適用）する「パートタイム・有期雇用労働法」の説明会を６回開催しました。

①法改正をめぐる最新情勢について
②パートタイム・有期雇用労働法2020・2021スタートに向けて
③改正労働基準法 ―今後のポイント―
④改正労働者派遣法 ―派遣先企業との均等・均衡―
⑤無期転換ルール及びその特例について

令和元年９月30日（月）／78社102人
　柏商工会議所【柏市】
令和元年10月７日（月）／87社110人
　千葉県自治会館【千葉市】
令和元年11月１日（金）／31社35人
　　11日（月）／34社42人
令和元年12月６日（金）／25社31人
　　18日（水）／23社27人
　千葉労働局【千葉市】

＜千葉県自治会館＞

＜柏商工会議所＞

事業主のみなさまへ
2020年4月1日施行
（中小企業は2021年4月1日から適用）
パートタイム・有期雇用労働法
対応のための取組手順書

同一労働同一賃金への対応に向けて

自社の状況が法の内容に沿ったものかをあらかじめ把握するため、
このパンフレットに沿って社内の制度の点検を行いましょう。
点検の結果、制度の改定の必要があれば、法の施行までに改定の準備を進めましょう。

事業主に求められることとは・・・？

1 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

2 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

厚生労働省 都道府県労働局

＜取組手順書＞